

令和2年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和2年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和2年3月12日(木) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員 |
| 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員 |
| 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 | | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明
事務局次長 浅海 一洋
主任主事 山田 亮
主任主事 田中 絵美

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について | 2件 |
| 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 2件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和2年鎌ケ谷市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

4番、鈴木一男委員

5番、山田芳裕委員を指名いたします。

浅海 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は1班です。石井栄一班長より総括的な報告をお願いいたします。

石井 班長

議長

浅海 議長

8番、石井栄一班長

石井 班長

1班の現地調査の報告をいたします。

3月5日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理人、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について2件、農用地利用集積計画について2件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の計5件です。

1班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積1,231平方メートルの内281.63平方メートルです。

転用計画は、使用貸借による分家住宅用地です。

申請理由は、譲受人は現在アパート住まいですが、子供が生まれ手狭になったことから、実家に隣接する譲渡人である祖父の所有地に分家住宅の建築を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として隣接農地との境界にブロック1段積みにするすることで、土砂等の流出を抑制するとともに、敷地内に浸透柵を設置し、雨水等の流出抑制を図ります。

農地区分は、集団的に存在している農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、本申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外事由に該当します。

資金につきましては、金融機関からの融資を受け、借入事前審査結果通知書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

なお、申請地内に舗装通路及び物置が建てられていましたので、目的外使用により始末書の提出がありました。過去に重大な違反行為もないことから、問題はないものと思われま。

以上です。

浅海 議長
鈴木 委員
浅海 議長
鈴木 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

10番、鈴木有光委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

3月5日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積1,231平方メートルの内281.63平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、現地は若干の傾斜があったことから、整地方法とそれに伴う土砂等の流出対策について確認したところ、建築部分のみの整地であることから、ブロック1段積みで流出抑制は図れるとの説明でした。次に、譲渡人が所有する残地の農地について、今後もしっかり耕作するよう指導するとともに、資材置場等にすると違反転用になる旨を周知しました。最後に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、地目変更を行うとともに、計画変更等が生じた場合は事前に事務局へ相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑4筆、合計面積917平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による太陽光発電用地です。

申請理由は、譲受人は太陽光発電業等を営んでいますが、事業拡大に伴い、日照や広さなどの太陽光発電事業に適した本申請地において計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除についましては、転圧のみとする自然浸透にすることで雨水等の流出を抑制します。

農地区分についましては、半径約1キロメートル以内に鉄道駅があり、宅地割合が40パーセント以上であることから、第2種農地に該当します。代替性として、申請地周辺に日照を妨げる建物等がなく、平坦で整形も良く、太陽光発電に好条件であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金についましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令についましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に該当しますが、再生可能エネルギー発電事業計画の認定についての写しにより認定済みであることを確認しています。

なお、申請地は遊休農地となっていたことから今後は農地法を遵守し、所有する農地を適正に管理する旨の始末書が譲渡人より提出されています。

また、信用についましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。
 奥山 委員 議長
 浅海 議長 6番、奥山喜和子委員
 奥山 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2の調査報告をいたします。
 3月5日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。
 申請地は、畑4筆、合計面積917平方メートルの普通畑です。
 転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。
 審査会において、防犯対策について確認したところ、周囲のフェンスの高さについて検討しているとの確認をとり、照明及びカメラ等の設置についても検討願いたい旨を伝えました。次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、地目変更を行うとともに、計画変更が生じた場合は事前に事務局に相談するよう指導しました。最後に、開発指導室より、建築物の建設が出来ないこと、道路河川管理課より、市道内での工事には許可が必要なこと、学校教育課より、児童・生徒が立ち入らないよう注意喚起し、工事中は交通整理員を配置するなど安全対策を徹底するとともに、西部小学校及び学校教育課への工事内容の事前説明依頼があったことを伝えました。
 現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様ご審議の程よろしく願いいたします。
 以上で報告を終わります。
 浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。
 （「なし」との声多数あり）
 浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。
 それでは、採決をいたします。
 審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。
 （全員挙手）
 浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。
 浅海 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。
 浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
 山田主任主事 議長
 浅海 議長 山田主任主事
 山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。
 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和2年2月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,066平方メートルの農地に新たに賃借権による3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積1,066平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権による利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和2年2月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,229平方メートルの農地に新たに賃借権による3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積1,229平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権による利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積713平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員 議長

浅海 議長 澁谷好治推進委員

澁谷 委員 議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑1筆、面積713平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由が生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きまして、報告事項を議題とします。

第1号から第3号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の6ページから7ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について4件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について4件の計8件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長

これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和2年4月12日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 一男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕